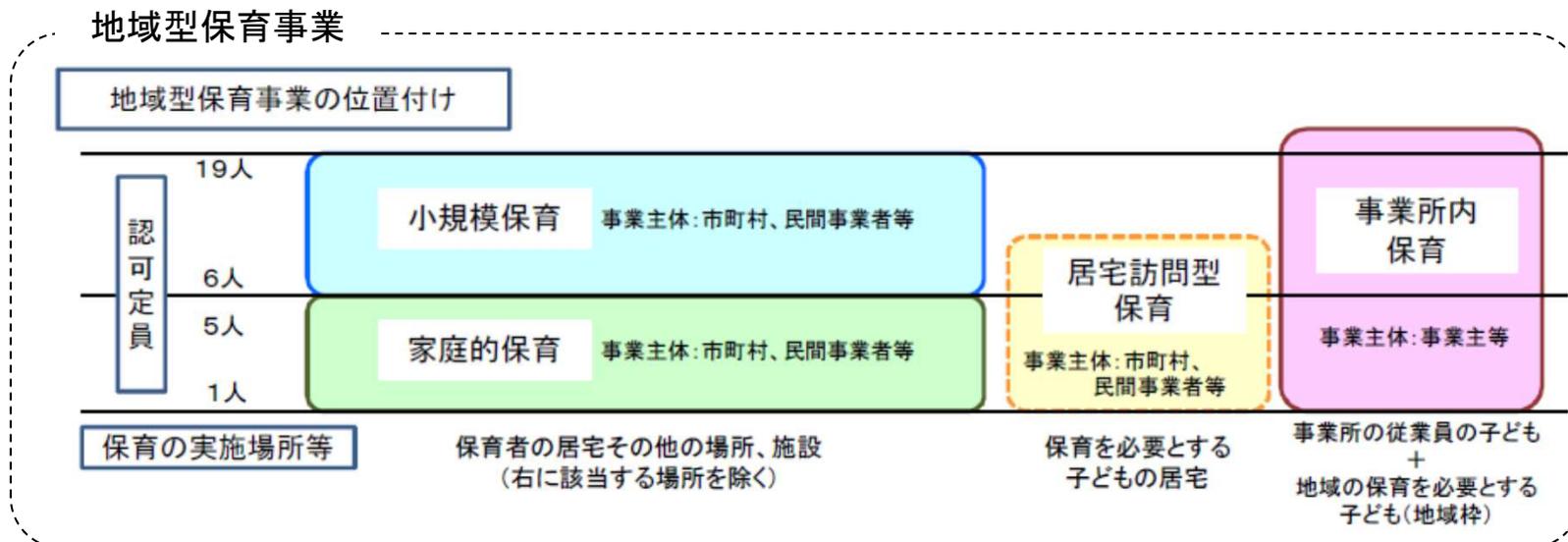


小規模保育事業A型の認可に係る基準

地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 事業主体は、国、都道府県以外の者
- 地域型保育事業の認可に当たっては、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合しているとき等は認可をするものとされている。(なお、供給過剰な場合に限り、例外的に認可をしないことができる。)



2号認定及び3号認定の需給状況について(平成31年4月計画値)

地区	認定区分		平成31年度 量の見込み	申請前の 利用定員	差引A	認可申請による 利用定員の増減	認可後の 利用定員	差引B
			①	②	③= ②-①	④	⑤= ②+④	⑥= ⑤-①
東部	2号		722	769	47		769	47
	3号	0歳	139	171	32		171	32
		1・2歳	531	452	△79		452	△79
南部・中部	2号		1,561	1,652	91		1,652	91
	3号	0歳	249	403	154		403	154
		1・2歳	1,026	984	△42		984	△42
西部・北部	2号		1,310	1,221	△89		1,221	△89
	3号	0歳	150	270	120	10	280	130
		1・2歳	807	716	△91	21	737	△70
浪岡	2号		337	318	△19		318	△19
	3号	0歳	32	74	42		74	42
		1・2歳	181	209	28		209	28

○3号(1・2歳)については、申請があった西部・北部地区において、確認申請前の需給状況は、差引Aのとおり、利用定員が量の見込みを下回っているため、申請のとおり利用定員を定めることで、不足している利用定員の一部を解消することができる。

また、3号(0歳)については、利用定員が量の見込みを上回っているものの、0歳については年度末にかけて需要が大きくなることが想定されるため、今回の申請のとおり利用定員を定めることで、これに一部対応することができる。

参考：2号認定及び3号認定の需給状況（令和2年1月実績値）

地区	認定区分		R2年1月実績値	利用定員	差引C
			①	②	③=②-①
東部	2号		787	769	△18
	3号	0歳	175	171	△4
		1・2歳	467	452	△15
南部・中部	2号		1,601	1,652	51
	3号	0歳	408	403	△5
		1・2歳	1,024	984	△40
西部・北部	2号		1,334	1,221	△113
	3号	0歳	272	270	△2
		1・2歳	787	716	△71
浪岡	2号		325	318	△7
	3号	0歳	84	74	△10
		1・2歳	163	209	46

※R2年1月実績値は、入所児童数に待機児童数(新定義)を加えたもの

保育所と小規模保育事業の相違点について

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
利用定員		20人以上	6人以上19人以下		6人以上10人以下
利用年齢		0～5歳児	0～2歳児		
職員	職員数	0歳児 3人につき、保育士1人 1・2歳児 6人につき、保育士1人	保育所の配置基準+1名		0～2歳児 3人につき、保育士1人 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士	保育士	1/2以上保育士 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室 1人当たり3.3㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上児 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 乳児室 1人当たり3.3㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上児 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 乳児室 1人当たり3.3㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上児 保育室等 1人当たり3.3㎡	
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理(搬入施設からの搬入可) 調理設備 調理員(搬入施設から搬入する場合は置かないことができる)		
連携施設		不要	必要(満3歳以上の児童に対して教育又は保育を継続的に提供するため) ※経過措置で令和6年度まで確保しないことができる		

小規模保育事業A型の主な認可基準について

1 保育時間・利用定員

- ① 保育の時間:原則8時間
- ② 利用定員は、6人以上19人以下

2 設備(様式第1号・建築確認済証等)

- ① 調理設備、便所及び防火、避難、防犯等の必要な設備を設けること。

3 職員(様式第3号)

- ① 保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。
※搬入施設から食事を搬入する場合は調理員が不要

4 欠格事由、人権への配慮等(様式第4号)

- ① 申請者及びその役員等が、欠格事由に該当しないこと。
- ② 利用乳幼児の人権に配慮するとともに、人格を尊重し、運営を行うこと。
- ③ 職員等が暴力団員等でないこと。
- ④ 利用乳幼児に対し、差別的な取扱いをしないこと。
- ⑤ 利用乳幼児に対し、虐待等を行わないこと。
- ⑥ 園長は、懲戒に係る権限を濫用しないこと。
- ⑦ 設備及び運営に関する事項を明らかにする帳簿書類を作成し、これを保存すること。

5 職員配置(様式第5号)

保育士の数は、次の表の合計に1人を加えた数

利用乳幼児の区分	員数
1 満1歳以上満3歳未満の利用乳幼児	おおむね6人につき1人
2 満1歳未満の利用乳幼児	おおむね3人につき1人

6 保育室等の面積(様式第5号)

- ① 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児数 × 1.98m²
- ② 乳児室又はほふく室 満2歳未満の乳幼児数 × 3.3m²

7 屋外遊戯場(付近にある公園等の当該屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)の面積(様式第5号)

- ① 満2歳以上児の数 × 3.3m²

8 保育室等を2階(3階)に設置する場合の施設・設備(様式第6・7号)

- ① 園児の転落事故を防止するための柵等が設けられていること。
 - ② 耐火建築物であること。
 - ③ 常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること(屋内階段は特別避難階段であること(※))。
 - ④ 避難用の設備が設けられていること。
 - ⑤ 保育室等から上記階段への距離が30メートル以下であること(※)。
 - ⑥ 調理設備に耐火設備が設けられていること(※)。
 - ⑦ 壁及び天井は不燃材料であること(※)。
 - ⑧ 火災通報設備が設けられていること(※)。
 - ⑨ カーテン等に防災処理が施されていること(※)。
- (※)・・・3階に設置する場合に必要な基準

9 食事の提供の特例(様式第10号)

次に掲げる要件を満たす場合、搬入施設から食事を搬入し、利用乳幼児に食事を提供することができる。
※調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

- ① 当該家庭的保育事業者等の管理者が、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該家庭的保育事業所等又は他の施設等に属する栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者が、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- ④ 利用乳幼児の発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、アレルギー疾患等への配慮等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

10 研修の実施(様式第11号)

- ① 職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保すること。

11 健康診断の実施(様式第12号)

- ① 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期的健康診断及び臨時的健康診断を行うこと。
- ② 職員に対し、健康診断を行うこと。
- ③ 利用乳幼児の食事を調理する者(調乳に携わる者を含む。)に対し、1月に1回以上の検便を実施すること。

12 措置及び対策に係る事項(衛生管理、食事の提供、虐待の防止、秘密保持、苦情対応)(様式第13号)

- ① 事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的に管理すること。
- ② 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- ③ 利用乳幼児に対し、虐待等を行わないこと。
- ④ 職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ⑤ 事業者は、職員又は職員であった者が知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ⑥ 事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じ、周知を図るとともに、苦情の内容を記録すること。

13 医薬品の管理(様式第14号)

- ① 事業者は利用乳幼児の疾病のまん延等を防止するために必要な医薬品等を備え、管理を適正に行うこと。

14 連携施設(連携施設協定書)

- ① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言等の支援を行うこと。
- ② 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- ③ 保育の提供を受けていた利用乳幼児の保育の提供が終了した後も、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設で受け入れて教育又は保育を提供すること。
※経過措置で、令和6年度まで確保しないことができる。

15 災害対策(避難訓練計画書等)

- ① 事業者は、1月に1回以上の避難訓練及び消火訓練を行うこと。
- ② 事業者は、非常災害が発生したときは、速やかに市及び関係団体に被害の状況等について連絡し、それらを記録すること。

16 設備及び職員を兼ねるときの基準(意見書)

① 事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ設備及び職員の一部を他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。

※組織が実質的に同一である関係においても、双方の教育・保育の実施において不都合がなければ、職員を兼ねることについては差し支えない(国確認事項)。

17 運営規程(運営規程)

事業者は、①～⑪の重要事項に関する規程を定め、職員及び利用乳幼児の保護者等に周知すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 提供する保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- ⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項